○**期間**　平成25年2月1日（金）～平成25年3月15日（金）（土・日・祝日を除く）
（この期間、阿南税務署庁舎内には申告相談会場を設けておりません。）

○**受付時間**　午前9時～午後4時

公的年金を受給されているみなさまへ

○平成23年分確定申告から、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、「所得税の確定申告書」の提出が不要となっております。

（注1）この場合であっても、所得税の還付を受けるための申告書を提出することができます。

（注2）確定申告書の提出が不要な場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

e-Taxを使えば、こんなことが大変便利

○確定申告書等作成コーナーで申告書作成

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って該当項目を入力することにより、所得税、贈与税及び個人事業者の消費税（地方消費税を含む）の申告書が作成できます。
（e-Taxホームページアドレス　http://www.e-tax.nta.go.jp）

作成した申告書は、直接、電子申告するかA4サイズの普通紙に印刷して郵送等で税務署に提出することができます。

なお、操作に関する不明な点は、当コーナー画面上部の「よくある質問」をクリックし、ご覧ください。
それでも解決できない場合は、次の「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」へお問い合せください。

e-Tax・作成コーナーヘルプデスクの受付時間（☎0570-01-5901）
○平成25年1月15日（火）～3月15日（金）
⇒午前9時～午後8時
（注）土日及び祝日を除きます。ただし、2月17日、24日、3月3日、10日の各日曜日については、上記受付時間での利用が可能です。
○上記以外の期間
⇒午前9時～午後5時
（注）土日、祝日等及び12月29日～1月3日はご利用できません。

○さらに便利で使いやすくなったe-Tax！

e-Taxとは、あらかじめ開始届出書を提出し、利用者識別番号などを取得しておけば（オンラインで取得できます）、インターネットで国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続ができるシステムです。

「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書等のデーターは、e-Taxを利用し自宅から税務署に送信できます。

○e-Taxのメリット

1．最高3,000円の税額控除

平成24年分の所得税の確定申告を本人の電子署名及び電子証明書を付して、申告期限内にe-Taxで行うと、所得税額から最高3,000円の控除を受けることができます。（平成19年分から平成24年分の間でいずれか1回）

2．添付書類を提出省略

医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容（病院などの名称、支払金額等）を入力して送信することにより、これらの書類の提出又は提示を省略することができます。（法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります）

3．還付がスピーディー

e-Taxで申告された還付申告は書面申告と比べて早期処理しています。（3週間程度に短縮）

4．確定申告期の24時間受付

平成25年1月15日（火）から3月15日（金）までは、24時間e-Taxの利用が可能です。

（注1）平成25年1月15日（火）は、午前8時30分から利用可能です。

（注2）土日及び祝日もご利用いただけますが、毎週日曜日の午前0時～午前8時30分まではメンテナンスのためご利用できません。